

★ 広島県環境影響評価に関する条例施行規則及びふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（環境保全課）

一 改正の要旨

独立行政法人緑資源機構が解散したことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年八月十一日